

2資公部第413号
平成2年11月5日

通商産業局長 殿

資源エネルギー庁公益事業部長

熱量変更に関する保安対策の強化について

平成2年1月埼玉県狭山市の高齢者需要家において、供給ガス事業者が他のガス事業者の支援を受けて熱量変更を実施している期間中に、生ガスによる一酸化炭素中毒事故が発生したことにかんがみ、同種事故の再発防止に万全を期し保安対策をより一層強化するため、昭和50年7月22日付け50資公部第396号「供給ガスの熱量変更について」を下記のとおり改正しましたので通知します。

ついでには、その内容を貴局管内のガス事業者に対し十分周知徹底されるところに、よろしく指導されたい。

記

1. 本文中「記2」を、以下のとおり改める。

2. 熱量変更を実施しようとするガス事業者に対しては、事前に十分周到な計画を策定させるとともに、その概要を提出せしめ、計画の妥当性の検討を行い、不適当な点があればその点の変更、修正等の指導を行うこと。

なお、他のガス事業者等の支援を受けて熱量変更を実施しようとするガス事業者に対しては、支援に係る事項も含め計画を策定させること。

II. 別紙「熱量変更作業基準」のうち「6. 熱量変更作業の実施及び確認に関する事項」及び「7. PRの内容及び方法に関する事項」を以下のとおり改める。

6. 熱量変更作業の実施及び確認に関する事項

(1) 調整作業体制

1) 熱量変更作業の実施に関する組織、管理機構を整備し、業務の分担、指揮命令系統を明らかにするとともに、相互連絡体制、調整作業の確認体制、苦情処理体制等を確立するものとする。

なお、支援を受けて熱量変更を実施する場合は、支援する事業者との間で組織、相互連絡体制、その他必要な事項を整備、確立するものとする。

2) 調整作業を担当する部門にあっては、調整員の従事しうる作業範囲、調整作業量に対応し、適正な調整員の編成及び作業分担を行うものとする。

3) 調整作業を行うため需要家を訪れる際には、調整作業者はネームカードを胸部に付する等によりその氏名を需要家が容易に知りうるようにする。

4) 調整作業時における調整員の作業手順に関する詳細なマニュアル（以下「調整作業マニュアル」という。）を作成するものとする。

調整作業マニュアルにおいては、特に、需要家の所有器具の確認、調整済み及び調整未完了器具の区別の方法（ラベルの貼付等）、調整を行わない旧ガス種器具の処置、調整中のガス器具に係るガス栓及び接続具の処置、調整作業結果の確認、不在需要家の処理方法等に関する詳細な手続きを規定するものとする。

5) 調整作業カードは、需要家の所有する個々の器具ごとに調整作業結果が明確に判断しうるよう設計するものとする。

(2) 調整作業の手順及び確認

1) 調整員は、調整作業マニュアルに定める作業手順に従って、確実に調整作業を実施するものとする。

2) 高齢者等の需要家に対しては、ガス器具の使用不可期間を可能な限り短くする等保安上の配慮を行うものとする。

3) 調整作業結果は、個々の器具ごとに需要家の確認を得た上で調整済みラベルを貼付し、調整作業カードに記録するものとする。

また、調整作業の完了を確認するため、当該記録は、必ず第三者がチェックするものとする。

4)調整作業結果の妥当性をチェックするため、調整員以外の第三者による作業検収を抜き取りで行うものとする。

①検収者は、調整員と同等以上の経験、能力を有する者とする。

②検収は、調整済み器具の燃焼状況等を確認することにより行う。燃焼状況等の判定は、目視又は一酸化炭素検知器により行うが、ストーブ、湯沸器、風呂等のガス多量消費器具については、必ず一酸化炭素検知器を使用するものとする。

(3)苦情処理に対する体制

1)熱量変更作業に伴う苦情に対しては迅速に処理できる体制を整備するものとする。

2)苦情処理のための要員は調整員と同等以上の経験、能力を有する者とする。

7. PRの内容及び方法に関する事項

(1)PRの内容

概ね次の事項について需要家に周知徹底するものとするが、地域の特性、需要家の状況等を勘案し、必要に応じ、その内容を追加するものとする。また、PRの内容は出来るだけ平易かつ明解なものとし、特に保安上の注意事項を強調するものとする。

①熱量変更の目的、内容、時期、期間等に関する事項

②熱量変更に伴う保安上の注意事項に関する事項

③調整作業時の需要家の協力内容に関する事項

(2)PRの方法

1)PRは、熱量変更作業の開始前(少なくとも6ヶ月前)調整作業時(必要に応じ調整作業終了後)の各段階において、反復し、行うものとする。

2)需要家を巡回し、書面を配布説明する方法を必ず採用するほか、町会、自治会等の地域団体を通じての説明会及び新聞、テレビ、ラジオ等の一般報道機関、郵便等を併用するものとする。

なお、特に高齢者等の需要家に対しては、調整作業時において、保安上の注意事項の説明を十分行うものとする。